正

誤

○福岡県税条例規則等の

部を改正する規則

(令和三年福岡県規則第

(市町村支援課) (市町村支援課) (市町村支援課) (市町村支援課) (市町村支援課) (市町村支援課)

○資金管理団体の指定取消届 ○資金管理団体の届出事項の異動

届

○資金管理団体の指定届 ○政治団体の解散届

規則第二十八号)

中正誤

○福岡県行政組織規則の一

部を改正する規則

(令和)

三年

-福岡県規則第

…八

凣

八幡西区支部 岡県北九州市

芫

儀

河野

宣生

○福岡県住民台帳法施行規則の一部を改正する規則

(令和三年福岡県

正する規則

○福岡県聴聞及び弁明の機会の付与の手続に関する規則等の

部を改

六

名政 称治

治団体

0

の氏名

者の氏名

 (\square)

国会議員関係政治団

体以外の政党の支部

五

五

西田

主税

西田

主税

大字白野江 州市門司区

一七五〇

(令和三年福岡県規則第二十六号) 中正誤

○福岡県財務規則

0

部を改正する規則

(令和三年福岡県規則第二十

十三号)

中正誤

五号)

中正誤

○福岡県事務委任規則

0

部を改正する規則

(令和三年福岡県規則第

…八

立

憲民主党福

佐 々木

徹

佐々木ひと

福岡県福岡市東区

青葉二-一七-二

パークマンション 幡西区三ケ森二 福岡県北九州市八

二〇四

|八||-||

サン

区支部岡県福岡市東

その他

の政治団体

(政党及び政治資金団体以外の政治団体

三十号)

中正誤

三十三号)

中正誤

1

0)

部を改正する訓令

(令和)

二年福岡県教育委員会訓令第二号

)福岡県教育委員会事務局職員等結核療養休暇等の取扱いに関する規

第 令 和 百 年 七 + 月 四 六 号 H

増 刊

(1)害対策本部規程第一号)

選挙管理委員

政治資金規正法 福岡県選挙管理委員会告示第九十九号 (昭和二十三年法律第百九十四号) 第六条第一 項の規定による政治団

公表する の届出があったので、 同法第七条の二第一項の規定に基づき、 その名称等を次のとお

ŋ

○政治団体の設立届

選挙管理委員会

(第九十九号

第百四号

目

次

○政治団体の届出事項の異

動

(1) 政党の支部

:: =

应

四

名政 称治 治団体の 法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の 以上

氏名者の の氏名

所の所在地

(第一号)

れる支部して設けら

 \bigcirc 三

衆議院議員

在地を事務所の の所 として設けられ 等の区域を単位

る支部

0 三 一、二七

三 _

 \bigcirc

定期発行日 每週火金曜日

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県 総務部行政経営企画課 (電話 092-643-3028) [作成] 〒812-0011 福岡市中央区高砂一丁目6-19 株式会社西日本高速印刷 (電話 092-531-1766) 上誤

福岡県災害対策本部規程の一部を改正する規程 (令和三年福岡県災

......八

九

中正誤

会

令和三年七月六日

福岡県選挙管理委員会委員長

藤 井

克

已

域を単位と町村等の区 の区市 届出年月日

一、二六

届出年月日

	令和 3	年7月6	5日 火	曜日		福	選]	県	公	報				į	第 214 号	片 増刊	1	2	
政治団体の名称	二 その他の政治団体	一支部 県福岡市西区第 自由民主党福岡	部 県第三選挙区支 自由民主党福岡	政治団体の名称	(一) 政党の支部	令和三年七月六日	とおり公表する。	体の届出事項の異動	政治資金規正法	福岡県選挙等		接会がえ昌和後	紀後	会から邦子後援	接会すわべしゅん後	民と政治をつく る会	塚市政を糺す会	名称	可	
氏名 名 の		田中大士	古賀	氏代 名 者 の		月六日	ý	0		福岡県選挙管理委員会告示第百号		古家紅美子	中村勇紀		諏訪辺 峻	稲生茉莉子	井上千珠子	氏名	体 以	
異動事項	び政治資金団体	氏名 会計責任者の 氏名	氏名 会計責任者	異動事項	福岡県			届出があったので、	(昭和二十三年法律第百九十四号)	小第 百 号		古家 久美	. 勇	丸諭	西山 瑛里	伊藤智子	龍溪浩二	名	会計責任者	
新	(政党及び政治資金団体以外の政治団体)	の 田中 大士	の諸隈英文	新	福岡県選挙管理委員会委員長			同法第七条の二第一				二 九七-一 サンライフD-五○ 福岡県糟屋郡粔屋町大字内橋	○五 ○五 和 一	福岡県中間市東中間	福岡県那珂川市安徳	七福岡県那珂川市片	福岡県飯塚市西徳前		主たる事務所の所在地	
旧		田原	田中 久也	旧	員長藤			項の	条第一項の担			イフD-五〇	赤村大字内田二二	間一一六	徳四九三-一	市片縄西四-六-	前一五一三四		在 地	
異動年月日			11, 111, 110	異動年月日	井 克 已			規定に基づき、次の	第七条第一項の規定による政治団				· –		三、一、八	三、 一、 四			届出年月日	
	政治連盟福岡県印刷産業	援会をひと後	林裕二後援会		博多織振興連盟	会にはじめ後援	t O			後援会 おいしゅう		田中久也後援会	水車の会			会	ごとう元秀後援	玄友会	浮羽薬剤師連盟	
	日下郊	高田	渡邉		寺嶋	野口	F]			谷口健次郎		田中	林				今吉	下瀬	関	
	部俊明	直之	民夫		貞夫	元	à			次郎		大士	裕二				永幸	博貴	恒彦	
	氏名 責任者の	代表者の氏名	氏名 長者の		の所在地	氏名責任者の		氏名		の所在地	氏名	会計責任者の氏名	氏名 会計責任者の	氏名青任者の日名		の所在地 主たる事務所 称	政治団体の名	代表者の氏名	代表者の氏名	
	小野田一義	髙田直之	浦塚洋明	織会館 博多	良屋町丘 - 市博多区奈 福岡県福岡	野口二三匹	F 1 2	小池 裕子	. —	二二〇二-郡 糸 田 町福岡県田川		田田 中中 大大 士士	浦塚 洋明	石丸 計 那子	五四六ー一	市大字挾間 福岡県豊前	ごとう元秀	下瀬 博貴	関屋 和重	
	伊藤 茂樹	小西 一功	林智恵子	会館三F	良屋町五 市博多区奈 福岡県福岡	野口	1	河村善明		一五五五 - 郡 糸 田 町 稲岡県田川	ŀ	原田 田中 下 入 也	林智恵子	平畑信彦	五四六	市大字挾間 福岡県豊前	後藤元秀後	奥村 芳幸	関 恒彦 短 野	
	=,	<u> </u>	<u> </u>		=;	Ξ				<u>-</u> ,		<u>-</u> ,	<u>-</u> ,						三、	
	二、 一 四		<u> </u>		九、 一 四		-			· -			_ _ _					四、	一 五 五	

3		令和3	年7	月6日	日 :	火曜	日			福	冠] !	果	公	報						1	第 21 ₋	4 号	増刊①
	□ その他の政治団体	自由民主党福岡県福岡市西区第一支部	政治	(一) 政党の支部		令和三年七月六日	団体の解散の届出があったので、	政治資金規正法	福岡県選挙管理委員会告示第百一号			接会	受き むらせ敬太郎後	赵		援会がひろ後			援会	ふるいえ昌和後	政治連盟福岡県土地改良	連盟鞍手町支部	福岡県商工政治	連盟朝倉支部福岡県歯科医師
		宗福岡市西区第	団体			月六日	出があったの		理委員会告示				村瀨敬太郎	松井和行		前田倫宏				古家紀美子	小金丸義文	-	为 田 一美	篠﨑 利治
	(政党及び政治資金団体以外の政治団体	支部	の名称		福岡県選			-三年法律第百-	第百一号			<i>O</i> .	主たる事務所	氏名言作者の		の所在地			の所在地	主たる事務所	代表者の氏名	氏名	会計責任者の	代表者の氏名
	(外の政治団体)	田中	代表者の氏名		福岡県選挙管理委員会委員長		同条第三項の規定に基づき、	九十四号) 第十				央六-二八	『 な に に に に に に に に に に に に に	松井和行		四 一 1 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日		五.	町三 - 四 -	福岡県槽屋	小金丸義文		緒方 義昭	篠﨑 利治
		大士	氏名		安員長 藤			-七条第一項の			三匹匹乃	大字篠栗	福岡県糟屋	松井バ千重		一一二二 野市針摺東 福岡県筑紫	D 五 二	サンライフ	大字内橋町	福岡県槽屋	野田昭幸		立石 変生	井上 文弘
		11, 111, 110	解散年月日		井克已		次のとおり公表する。	(昭和二十三年法律第百九十四号)第十七条第一項の規定による政治					11, 10, 10	=	-	三、一、二七				三、 二 五	二、一一、六		二、六、一	二、一、二七
		令和三年七月六日福岡県選挙	次のとおり公表する。	管理団体の届出があったので、同法第十九条	政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十九条第二項の規定による資金	福岡県選挙管理委員会告示第百二号		山本ひでとう後援会		山下竹留後暖会	宮内實生後援会(元気な町岡垣をつくる会)	松本世頭後援会	ふるもと俊克後援会	福島ただし後援会	原口のりお後援会	花田たかと後援会	てらだ秀和後援会	田中久也後援会	嶋井信博後援会	きどとしひろ後援会	梶原文明後援会	おたべ美香後援会	岡部和子後援会	政治団体の名称
		福岡県飛送挙管理表質会表質長		同法第十九条の二第一項の規定に基づき、その名称等を	十四号)第十九条第二			山本 英任		日高 幸雄	宮内 實生	松本 世頭	山辺 愛志	福島直	木﨑 國夫	花田 鷹人	寺田 秀和	田中 大士	嶋井 信博	林 英夫	和田昇	小田邊美香	中嶋一雄	代表者の氏名
		藤井克已		づき、その名称等を	項の規定による資金		ı				三、二五	11, 111, 111	11, 111, 111	11, 111, 111	11, 111, 111	1, 11, 11	11, 11, 111	11, 111, 110	117, 1117, 1111		二、一二、二七	11, 11, 110	11, 11, 11	解散年月日

令和3年7月6日 火曜日

3 3	3 3 30	3 1 1 1	発行. 丰月日
187 増刊②	187 增刊②		公報
規 則	規 則		重
25	13		同上
62	4	3	ペ !
		上	- 欄
O 3 後 ろ か ら	0	下	<u> </u>
		Î ā	 精 考
様式第二百四号及び様式第二百五号中	第369の7様式 (第25条の2関係)	Ī	E
様式第二百四号及び様式第二百五号中	第36年の7様式 (第2条の2関係)	IIII	契

					3	3						発行年月日
187 增刊②										番公号報		
規 則										種 類		
26										: 同 · 上		
71										ペ ジ		
)					上	欄
2 後 4 後 ろ ろ か か ら						行						
											1	備考
。民。		。民。	。民。	<u></u>	。民。	「, 名。	K	「資金前渡員(記名押印)	を	「資金前渡員		
(記名押印又は署名)」		9	(記名押印又は署名)」		((1)		資金前渡員 (記名押印又は署名) 」		(B)]	Ē
「(氏名)	E	「 (氏各)	「(庆名)	を	「(庆名)	「(庆名)	K	「資金前波職員 (記名押印又は署名) 」	<i>*</i>	「資金前波職員		
(記名押印又は署名) 」		(1)	(記名押印又は署名)」		((A)		は署名)」			1111	誤

7

3 4	3 3 30		3 3		3 3	多 行 左 F	卷 丁
189 増刊①	187 増刊④		187 増刊④		187 増刊④		公 報
令 員 教 福 会 育 岡 訓 委 県	規則		規則		規則		重
2	33		30		28	番号	同上
1	13	1	1	5	3	3	ペ
0					0	上	欄
	0	() 	0		下	
後 ろ か ら 3	後 ろ から 12	後 ろ から 11	前 から 7	前 か ら 8	前 か ら 3	ĺ í	Ť
						作录	開
「非常勤の職員(再任用短時間勤務職員及びに関付短時間勤務職員を除く。)」を「会計年度任用職員及び臨時的任用の職員」に改める。	「検査に必要な」の下に	(ア) 前項第一号ホ(2)穴に規定する事務	「。建築施工系建築設計科」	目次中 「第四款 消防学校(第七十五条-第七十七条)	県内の高等学校等	Ĩ	E
「臨時又は非常勤の職員(再任用短時間勤 の職員」に改める。	「必要な」の下に	(3)• 前項第一号ホ(2)穴に規定する事務	「建築施工系建築設計科」	目次中 第五款 削除 」 「第四款 消防学校(七十五条-第七十七条)	県立の高等学校等	1911.	四六

福岡県公報

		3 4	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	発行手目
	堭	191 •判①		公報
		雜報		重 類
	一 号 規 利	事 福 規 対 岡 呈 策 県 淳 本 災		一上
		1	3	« ا ا
		0	上下	- 欄
]	し 後 ろ か ら		Ţ
			f a	満
庭 児班 重	TT 16m1 C	支 子 援 т て		
日に関すること。 旧に関すること。	こ 引重届比極度(保育の、ののののののののののののののののののののののののののので接触を表示している。	。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。	Ī	E
	任音	動• 福• ቖ• 祉• 労•		
庭 児班 童		支 子 援 班 て	_	
将護持西記分のども園以外)のども園以外)の	設(保育所、幼二 児童福祉施	二 児童福祉施 に急復旧に関す 応急復旧に関すること。		织

1	3 • 4 •	多 	卷 三 三	
	91 4]①	番号		
九 木 立 平	能 程	種类		
一 号 規 程 第	害 福 対 岡 策 県 本 災	番号		
1	1	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	٩ ٢	
(上下	欄	
自 太 c	前 か う 1	斧	Ť	
		(f) 表	前	
庭 班 章 家	支 子 行 死 て			
一 災害救助活動の応援。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。	- 災害救助活動の応援。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。	П	E	
働• 部•	福• 祉• 労•			
庭 児 童家	en en			
二 児童福祉施設(保育所、幼設(保育所、幼設(保育所、幼設(保育所、幼設を)のといる。 とも園、児童厚とも園、児童厚とも園、児童厚の生施設以外)の	二 児童福祉施 二 児童福祉施 設 (保育所、幼 設 (保育所、幼 設 (保育所、幼 とも園、児童厚 生施設)、届出 生施設)、届出 生意復旧に関す 高こと。	il.	₹	